

第五次内灘町総合計画策定審議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 町長の諮問に応じ、内灘町総合計画の基本構想及び基本計画の策定に関する事項について必要な調査及び審議を行い、町長に意見を答申するため、第5次内灘町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうち町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか町長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了し、答申が行われた日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じ召集し、会議の議長は会長がこれにあたる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、審議会が答申を行った日をもって効力を失う。

■内灘町総合計画について

1. 第四次内灘町総合計画

第四次内灘町総合計画は、“将来のまちのすがた”を

『人がいきいき まちが元気 個性が輝く魅力あるまち うちなだ

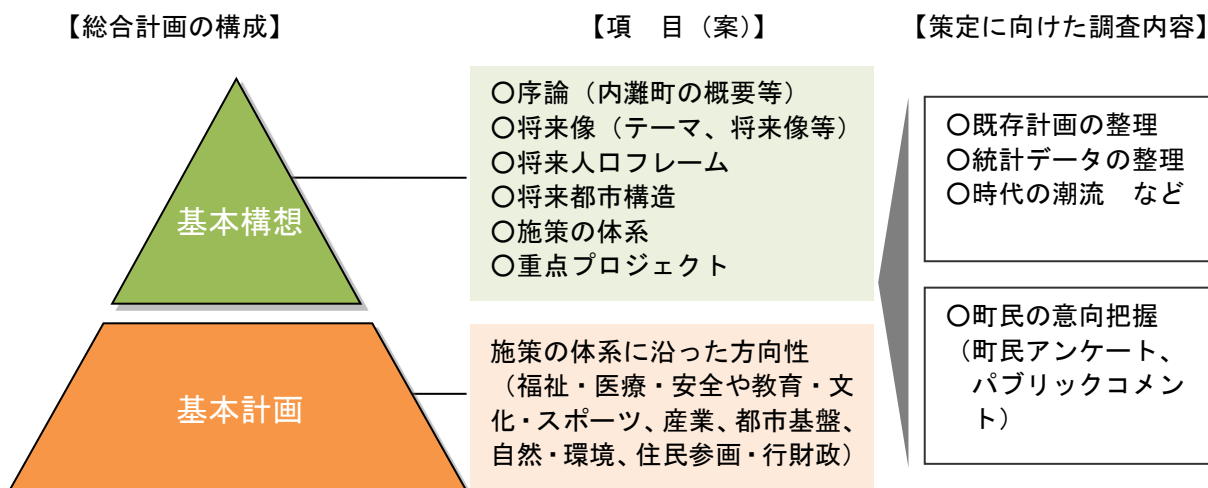
～みんなで創る 協働のまちづくり～』

と掲げ、平成 18 年 3 月に平成 27 年度までの 10 年間を目標年次として策定されました。

総合計画は、福祉・医療・安全や教育・文化・スポーツ、産業、都市基盤、自然・環境、住民参画・行財政など、内灘町の総合的なまちづくりの方向性を定めるものであり、この総合計画に沿ってまちづくりが進められてきました。

2. 第五次内灘町総合計画

第五次内灘町総合計画は、町の長期的な方向性を示す「基本構想」、具体的な施策の方向性を示す「基本計画」で構成され、平成 28 年から 37 年度までの 10 年間を目標年次とします。平成 28 年度以降の内灘町のまちづくりは、この計画に沿って進められることとなります。



3. 町民意向調査の実施

町民の意向を総合計画に反映するため、20 歳以上の町民 2,000 名を対象としたアンケートを平成 27 年 3 月に実施する予定でいます。

